



日田市規則第63号

日田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月20日

日田市長

棕野美智子

日田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

日田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこと としている日田市の条例等に基づく手続等（以下「<u>市長等に係 る手続等</u>」という。）を、日田市行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例（平成16年条例第20号。以下「オン	（趣旨） 第1条 市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこと としている日田市の条例等に基づく手続等を、日田市行政手続 等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例 第20号。以下「オンライン化条例」という。）第3条から第6

ライン化条例」という。) 第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 市長等に係る手続等（オンライン化条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、オンライン化条例及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第2条 略

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又はこれに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

(2)及び(3) 略

条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 略

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 市長又はこれに置かれる機関をいう。

(2)及び(3) 略

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 オンライン化条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 オンライン化条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が第2号に掲げる事項を入力することに代えて、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき又は当該申請等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項

(2) 略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 電子情報処理組織を利用して申請等を行う者は、次に掲げる事項をオンライン化条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が第2号に掲げる事項を入力することに代えて、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、オンライン化条例第3条第1項に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項

(2) 略

2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ申請等を行

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。第13条第1項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

(4) 略

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする

う者の氏名又は名称、使用しようとする識別符号、暗証符号その他必要な事項を登録しなければならない。

3 市長等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第1項第2号に規定する書面等に記載されている事項を入力する場合は、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

4 電子情報処理組織を使用して申請等（市長等が電子署名を要することとしているものに限る。）を行う者は、第1項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（オンライン化条例第3条第1項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1) 略

(2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書

(4) 略

申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）
について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載す
べき又は記載されている事項を入力した場合は、他の同一内容
の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされ
たものとみなす。

- 5 条例等の規定により書面等以外の有体物の提出を要する申請
等を行う者は、電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う
場合は、当該有体物を提出しなければならない。
- 6 第1項ただし書の書面等又は前項の書面等以外の有体物の提
出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から1週
間以内にしなければならない。

（電子情報処理組織による申請等に係る特例）

第4条 市長等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者
が前条第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次
の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した他の条例
等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力すること
を要しないものとすることができる。

- (1) 当該申請等を行う者に係る前条第4項第1号に掲げる電子
証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記事項証明
書又は印鑑証明書に記載された事項
- (2) 当該申請等を行う者に係る前条第4項第2号に掲げる電子
証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写し

又は印鑑証明書に記載された事項

(3) 当該申請等を行う者に係る前条第4項第3号に掲げる電子
証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記事項証明
書、住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項

(署名等に代わる措置)

第5条 オンライン化条例第3条第5項に規定する規則で定める
ものは、第3条第1項第1号に掲げる事項についての情報に電
子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第
4項各号に掲げるものと併せてこれを送信すること又は第3条
第2項に規定する識別符号及び暗証符号を入力することとす
る。

2 オンライン化条例第4条第4項に規定する規則で定めるもの
は、次条第3項の規定に基づき入力する事項についての情報に
電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて市の
機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記
録することとする。

3 オンライン化条例第6条第3項に規定する規則で定めるもの
は、市長等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名
を行い、当該電子署名に係る電子証明書を付することとする。

(情報通信技術による使用料等の納付)

第5条 オンライン化条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 オンライン化条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 オンライン化条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 市長等は、オンライン化条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長等が別に定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 市長等は、オンライン化条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 市長等は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う市長等は、当該処分通知等につき規定した他の条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項をオンライン化条例第4条第1項に規定する市の機関の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子証明書に係る電子証明書と併せて当該市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

4 市長等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから24時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他市長等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわ

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 オンライン化条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条に規定する電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等が別に定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 オンライン化条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第11条 市長等は、オンライン化条例第5条第1項の規定により

らず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 市長等は、オンライン化条例第5条第1項の規定により

電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合は、インターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を出力した書面を縦覧する方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 市長等は、オンライン化条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合は、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法によるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第13条 オンライン化条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第4条第2項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置又は同項ただし書に規定する措置とする。

2 オンライン化条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明

電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、インターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を出力した書面を縦覧する方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 市長等は、オンライン化条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法によるものとする。

らかにする措置であって規則等で定めるものは、処分通知等に
係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を
当該処分通知等と併せて市長等の使用に係る電子計算機に備え
られたファイルに記録する措置又は市長等が別に定める方法に
より当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置とす
る。

- 3 オンライン化条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明
らかにする措置であって規則等で定めるものは、作成等に係る
情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付
する措置又は市長等が別に定める方法により当該作成等を行っ
た市長等を確認するための措置とする。

(添付書面等の省略)

第14条 オンライン化条例第7条に規定する規則等で定める書面
等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほ
か、市長等が別に定めるものとする。

(その他の手続等への準用)

第9条 市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこと
としている手続等（オンライン化条例第3条から第6条までの
規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織又は電
磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の条

(委任) <u>第15条</u> 略	<u>例等に特別の定めのある場合を除くほか、オンライン化条例及びこの規則の規定の例による。</u> (委任) <u>第10条</u> 略
----------------------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。